契約保証金の納付について

堺市上下水道局

契約締結に当たっては、落札決定後、入札説明書で定める期限までに契約金額（※）の１０％以上の金額の契約保証金の納付が必要です。

※　消費税及び地方消費税を含む額を含む

※　単価契約においては、契約単価に予定数量を乗じて得た額

※　物品の借入れに係る契約及び長期継続契約のうち、役務の提供を受ける契約については、下記堺市契約規則（抜粋）別表右欄の額

本市契約担当者から落札決定の連絡があったときは、本市の指示に従い契約保証金の納付手続を行っていただきますようお願いします。

ただし、本市が定める要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる場合があります。契約保証金納付の免除を希望される場合は、契約担当者にお問い合わせください。なお、契約保証金納付の免除が可能な場合の要件は、主に次のような場合です。

◆受注者と保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険を締結し、その証書（原本）を提出したとき。

＜履行保証保険の内容＞

被保険者	堺市上下水道事業管理者
保険契約者	受注者
保険種別	履行保証
契約種類	物品調達のとき　売買契約（保険契約者が売主） 業務委託等のとき　建設工事以外の請負契約
てん補条件	定額てん補特約
保険金額	契約金額の１０％以上の金額
保険契約日	契約保証金の納付期限までの日
保険期間	契約締結日から契約期間の末日までを含む期間
契約名及び履行（納入）場所	仕様書に記載のとおり

◆受注者が、過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模（※）をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

※　規模は、実績金額を契約金額と比較します。このとき、複数契約の実績の金額を合算して比較することはできません。

＜必要書類＞

・契約保証金免除申出書（本市様式）

・当該契約の発注者が本市以外の場合は当該契約の契約書の写し及び業務実績内容の確認できるもの（仕様書の写し等）

要件については、堺市上下水道局契約規程第３条により準用する堺市契約規則第３０条の２で規定しています。履行実績や履行保証保険の内容が不十分等の理由により、免除することができない場合もあります。

堺市契約規則（抜粋）

(契約保証金の納付等)

第３０条　相手方に納付させる契約保証金の額は、別表のとおりとする。ただし、市長において必要があると認めるときは、別に契約保証金の額を定めることができる。

別表

物品の借入れに係る契約	契約金額(複数の年度にわたる契約については、初年度に係る部分に限る。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が 12 月に満たない場合において、契約期間が 12 月以上のときにあっては初年度に係る部分を 1 年当たりの額に換算した額とし、契約期間が 12 月未満のときにあっては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とする。)の 100 分の 10 以上
長期継続契約のうち、役務の提供を受ける契約	
その他の契約	契約金額の 100 分の 10 以上

（契約保証金の免除）

第３０条の２　前条第１項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、工事請負契約及び工事関連委託契約（以下「工事請負契約等」という。）については、第２号を除く。

(1) 相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 相手方が、過去２年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

(3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

(5) 契約金額が随意契約規則別表左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ同表右欄に定める金額以下であり、かつ、相手方が契約を履行しないおそれがないと認めるとき。

(6) 本市が相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(7) 金融機関又は保証事業会社の保証が得られたとき。

(8) 不動産の買入れ又は借入れに関する契約を締結するとき。

(9) 前各号に定めるもののほか、市長において契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

堺市委託契約事務取扱要綱（抜粋）

（契約保証金の免除）

第１７条　規則第３０条の２第９号の市長において契約保証金を納付させる必要がないと認めるときは、次のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益法人と契約するとき。

(2) 医療、歯科診療、調剤又はこれらに準ずるものを目的とするとき。

(3) 訴訟代理又はこれに類するものを目的とするとき。

(4) 調査研究を目的とする契約で、大学等学術研究機関を相手方とするとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、特別の事情がある場合で契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

堺市物品調達契約事務取扱要綱（抜粋）

（契約保証金の免除）

第１４条　次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

(1) 契約締結後３０日以内(車両関係については、６０日以内)に履行し得る契約をするとき。

(2) 複数業者と単価契約をするとき。

(3) 公共的な目的をもって設立された法人又は団体を相手方とする契約を締結するとき。

(4) 登録要綱別表物品調達の部に掲げる業種及び種目に係る入札参加資格の登録を受けている者と契約(登録要綱第３条第１項第２号に規定する準市内業者及び同項第３号に規定する市外業者にあっては、単価契約を除く。）を締結する場合であって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 災害、伝染病、事故その他不測の事態の発生により緊急を要するとき。

契　約　保　証　金　免　除　申　出　書

年　　月　　日

堺市上下水道事業管理者　殿

所　　在　　地

名称又は商号

代表者職氏名

下記の案件の契約締結に当たり、国又は地方公共団体との契約締結及び履行実績がありますので、契約保証金の納付を免除していただきたく申し出ます。

記

1　案件名

調達案件番号	
調達案件名称	

2　履行実績

案　　件　　名	
発　注　機　関　名	
契　　約　　日	年　　月　　日
履　行　期　間	自　　年　　月　　日　　至　　年　　月　　日
契　約　金　額	
テクリス登録番号	□　なし　　□あり（番号：　　）
契約主管課（※）	

（※堺市との契約の場合のみ記載してください。）

上記契約について、全て誠実に履行しました。記載の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

なお、当該誓約事項に反することが判明した場合この申請を無効とされ、契約保証金の納入を求められたとしても異議はありません。

注１）　種類及び規模が同程度の実績で、原則、過去２年以内に１件以上あることを要する。
注２）　単価契約の場合は、契約金額は実績額を記載してください。
注３）　履行開始後１年を経過した長期継続契約を対象とする場合、業務名のうしろに（長期継続契約）と記載し、契約金額は全体の契約額、契約期間は全体の期間を記載してください。